

宮崎国際大学内部質保証推進体制に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎国際大学（以下「本学」という。）の内部質保証に関する基本方針に基づき、内部質保証推進のための体制に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において内部質保証とは、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする本学の諸活動を適切に機能させ、それらが一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明し、改善につなげる恒常的かつ継続的活動をいう。

(内部質保証の責務)

第3条 本学を構成する全ての組織及び教職員は、それぞれの業務について、内部質保証に努めなければならない。

(自己点検・評価の責務)

第4条 本学を構成する全ての組織及び教職員は、内部質保証を適切に行うために、それぞれの業務について、自己点検・評価を実施しなければならない。

2 本学の自己点検・評価は、自己点検評価委員会が統括する。

(自己点検・評価の実施)

第5条 本学は、自己点検評価委員会が宮崎国際大学自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価を実施する。

(内部質保証推進体制)

第6条 内部質保証の推進に責任を負う組織として、宮崎国際大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）を置く。

2 内部質保証委員会は、自己点検評価委員会、教務委員会、大学入試委員会、学生委員会、研究推進委員会、そして宮崎学園（法人本部）とも連携し、本学の内部質保証を推進する。

3 各学部、研究科、各部局は、自己点検評価委員会、教務委員会、研究推進委員会の支援を受け、本学の理念・目的等の実現に向けて諸活動を展開する。

4 各学部、研究科、各部局は、それらの諸活動が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明すべく恒常的かつ継続的に改善活動を行う。

(内部質保証委員会の目的)

第7条 内部質保証委員会は、自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果を部局長会議に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方針等を審議し、自己点検評価委員会に提言することを目的とする。

(内部質保証委員会の業務)

第8条 内部質保証委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自己点検・評価の適切性及び有効性の点検及び評価
- (2) 自己点検・評価に係る改善方針の立案及び自己点検評価委員会への提言

- (3) 教務委員会、研究推進委員会及び自己点検評価委員会への支援
- (4) その他本学の内部質保証に関する業務
(内部質保証委員会の構成)

第9条 内部質保証委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が必要と認めた者

- 2 その他学長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができる。
(委員長及び副委員長)

第10条 内部質保証委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 内部質保証委員会の委員長は、学長とする。
- 3 内部質保証委員会の副委員長は、第9条1項の各号より学長が指名する。
(委員の任期)

第11条 委員の任期は、当該役職の在任期間とする。ただし、第9条第1項第6号に定める委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
(内部質保証委員会の運営)

第12条 内部質保証委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、副委員長が議長となる。

- 2 内部質保証委員会は、第9条第1項各号に定める委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 内部質保証委員会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(所管部署)

第13条 この規程に関する事務は、内部質保証委員会が所管する。

- 2 教務部・入試広報部・学生部・総務部は、支援部署として協力する。
(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、内部質保証委員会の議を経て、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。